



三労雇均発 1122 第 1 号
令和元年 11 月 22 日



関係団体各位

三重労働局雇用環境・均等室長



年末年始の「年次有給休暇取得促進期間」及び
「時間単位年休」に係る協力依頼について

労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、労働力人口が減少していく中、女性や高齢者が働きやすく、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進など「働き方改革」を推進しております。

また、労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、法定の年次有給休暇日数が10日以上の全ての労働者に対し、毎年5日間、年次有給休暇を確実に取得させることが必要となっております。

そこで年末年始を「年次有給休暇取得促進期間」として、土日・祝日及び年末年始休暇に年次有給休暇を組み合わせ、連休を実現する「プラスワン休暇」の促進や年次有給休暇の「計画的付与制度」促進の2つの取組からなる「仕事休もっ化計画」を推進しております。

また、同時に「仕事休もっ化計画」の一環として、子育て、介護、治療など様々な事情に応じて、柔軟に休暇を取得できるよう、民間企業において、1時間単位で年次有給休暇を取得する取り組みとして時間単位年休も推進しております。

貴団体におかれましても、この趣旨をご理解の上、同封するリーフレット等による周知や、別添の「掲載文例」を参考に貴団体の広報紙またはホームページへ掲載していただく等の方法により、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、掲載文例やリーフレット等の電子データが必要な場合には、下記担当までご連絡ください。

また、本件について、広報誌・HP等へ掲載されました際は、参考までに下記担当あてご連絡いただければ、幸いに存じます。

三重労働局雇用環境・均等室

所在地：津市島崎町327-2

津第二地方合同庁舎2階

電話059-226-2110

担当：笹本・佐藤